



平成20年12月1日

お客様各位

東京都千代田区飯田橋 3-6-6
株式会社 JCNT

『改正携帯電話不正利用防止法』施行についてのお知らせ

拝啓 平素よりJCNT携帯電話レンタルサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成20年12月1日より『携帯電話不正利用防止法』が本人確認、現住所確認等の詳細を含めた施行規則とともに改正、施行されます。

これにより、契約者様の運転免許証等による本人確認書類の提出または提示が義務化されることとなります。

弊社は、これまでも本人確認を行って参りましたが、今後も法令遵守を徹底し、企業としての社会的責任をまっとうすべく本人確認の周知徹底を行ってまいります。

ご利用者皆様におかれましては、お申込時にお手数をかけることとなりますが、趣旨ご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、総務省のホームページにも掲載されておりますのでご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html

敬具